



Title	近代日本における「中学校程度」の認定史
Author(s)	三上, 敦史
Description	特集I 逸見勝亮前教授記念特集
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 103, 55-78
Issue Date	2007-12-29
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.103.55
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30335
Type	departmental bulletin paper
File Information	103_55-78.pdf



近代日本における「中学校程度」の認定史

三 上 敦 史*

History of Authorization of the Middle School Degree in Modern Japan

Atsushi MIKAMI

【要旨】 本論文では、近代日本における中学校の在学者・卒業者に付与された特典の具体的な内容およびその変遷について明らかにするとともに、「中学校程度」という認定によってその特典が他の教育機関に拡大していった過程を概観する。

第一に、中学校の在学者・卒業者に付与される特典は、①上級学校進学に伴う特典、②兵役に関する特典、③文官任用に関する特典の三種類であった。それ以外の中等教育機関は、師範学校・実業学校のように文部省所管のものであっても、「中学校程度」という認定を受けることによって中学校と同等の取り扱いを受けた。すなわち中学校は、他の教育機関を評価するにあたっての指標だったのである。

第二に、中学校に並行するさまざまな教育機関の在学者・卒業者に付与される特典について一般の社会で通用する特典を付与するためには、文部大臣から「中学校程度」という認定を得る必要があったが、それは容易に得られなかった（宮内省・陸軍省は例外）。結果的に明らかになるのは、「中学校程度」という認定の重要性・希少性である。

第三に、そうした「中学校程度」という認定範囲はどのように確定され、また拡大していったのかである。教育機関の整備が進んだ1900年代には、中学校卒業程度を基礎資格とする社会制度が形成された。1910－20年代には、専門学校入学者検定（専検）の制度改革ならびに夜間実業学校の設置認可がなされた結果、中等教育が制度的にとりあえずの完成形をなした。1930－40年代にはさまざまな教育機関に「中学校程度」の認定が全面的に与えられるようになり、「正格化」を果たす。

【目次】

はじめに

1. 中学校への在学・卒業によって付与される特典の存在

1－1 上級学校進学に関する特典

1－1－1 1903年専門学校令施行以前

1－1－2 1903年専門学校令施行以後

1－2 兵役に関する特典

1－2－1 徴集猶予（徴集延期）、一年志願兵（陸軍幹部候補生）

1－2－2 軍学校への入校

1－3 文官任用における特典

2. 中学校に並行する教育機関に関するケーススタディ

2－1 夜間中学

* 愛知教育大学准教授

- 2-2 青年訓練所（青年学校）
- 2-3 鉄道教習所
- 2-4 通信講習所・通信官吏練習所
- 2-5 航空機乗員養成所
- 2-6 軍学校
- 3. 「中学校程度」の認定範囲の推移
 - 3-1 1900年代：中学校の輪郭形成
 - 3-2 1910-20年代：中等教育の制度的誕生と文部省所管外学校の整備
 - 3-3 1930-40年代：さまざまな学校の「正格化」

おわりに

【キーワード】 専門学校入学者検定（専検）、学校認定、各種学校、青年訓練所（青年学校）、文部省所管外学校

はじめに

私は、近代日本の夜間中学・鉄道教習所・通信講習所など正規の中等教育機関に準じる教育内容をもちながら、そうした学校の卒業者に付与される特典（学歴に伴う資格など）などと無縁の位置にあったさまざまな教育機関の歴史を研究テーマとしている。しかしながら、それと対置すべき正規の中等教育機関の卒業者が得る特典のありようについては、拙論の中で必要に応じて触れるのみであり、きちんとしたまとめをしてこなかった。本論文ではその点に鑑み、正規の中等教育機関のうち最も一般教養を重視したカリキュラムを持ち、またその在学者・卒業者に最も汎用性に富む特典を付与していた中学校に注目して、特典の具体的な内容およびその変遷について明らかにするとともに、「中学校程度」という認定によってその特典が他の教育機関に拡大していく過程を概観する。

近代日本において、中等教育とは何か。試みに国立教育研究所編（1973）『日本近代教育百年史』、文部省編（1972）『学制百年史』などをひもとけば、それは中学校⁽¹⁾・高等女学校・実業学校⁽²⁾（および師範学校⁽³⁾）を指すことになっている。なにゆえにこの三（四）種類なのか。高等女学校は女子の中学校という位置づけであり、実業学校・師範学校は「中学校（女子は高等女学校）程度」と認定されていたからに他ならない。すなわち中学校を中心に、それに準じる学校を包摂したのが中等教育だというのである。のみならず、一般にはこの三種を母体にして新制高等学校が創出されており、そうした学校の場合、同窓会組織も戦前・戦後で一貫している場合が多いといったように、精神的な意味でも、社会的評価の上でもこれらが中等教育だという説明は単純明快である。それゆえに、例えば自治体の記念誌・教育史などでもこれを踏襲することが多い。実業補習学校、青年訓練所、両者を統合して誕生した青年学校などを加える例もあるが、多くはこの三（四）種をもって中等教育としている。

しかし、これは適切な捉え方であろうか。筆者がこれまで調べた教育機関から例を挙げれば、夜間中学は1943年「中等学校令」まで中学校として設置することはできなかった⁽⁴⁾。そのため各種学校・実業補習学校・青年訓練所・青年学校・学林・私塾といったさまざまな形態で誕生し、夜間に中学校程度の教育課程で授業を行っていた。ただし、32年以降は内容の充

実したものに限り、文部省による実地調査の上で中学校程度の認定が与えられるようになった。43年以前において、夜間中学は中等教育に入らないのだろうか。

また、文部省所管外学校である鉄道教習所・通信講習所は、いずれも数ヶ月～1年程度の実務訓練を行う学科のほか、2～3年の長期にわたって教育を行う中学校および専門学校（時期によっては大学）程度の学科を持っていた⁽⁵⁾。その教育課程に実務訓練は皆無かごくわずかしかなく、普通教育を中心とした座学で構成されていた。しかも卒業後は、当該官庁内にある限り、中学校・専門学校（大学）卒業者に準じた取り扱いがなされた。これらは中等教育（あるいは高等教育）に入らないのだろうか。

こう考えると、そもそも近代日本における中等教育とは何かという問いに突き当たらざるを得ない。そして、何を以て中等教育といい、何がそこに含まれ、あるいは含まれないかという共通認識が成立していないことに気がつく。だが、それは今から六〇年以上も昔に、海後宗臣から出された「宿題」でもある。海後は次のように指摘した。

「中学校、実業学校、青年学校は（中略）、文部省が統轄している学校のうち、国民学校教育を基本としてその上に構えられているものであるが、この他に文部省以外の諸官庁が統轄していて、学校機能を果しているものが存在しているのである。これ等のうちで、中等教育の段階に該当するものが、陸海軍の学校の他に、現場をもっている諸官省によって施設されている。例えば、鉄道省、通信省の如きは、古くよりその要員を養成するために、学校の形をとった施設を持っていて、実務教育を進めているのである。又、昭和十四年三月に公布された「工場事業場技能者養成令」は厚生省の下に営まれる学校であって、十四歳以上十七歳以下のものを養成工として教育し、中堅職工たらしむることを要望し、国民学校高等科修了者を基準としてこれに三ヵ年の学校教育を施すこととなっているのである。かくの如きものも総べてこれを中等教育段階の学校教育施設となすならば、ここに、文部省行政のうちに伝統的に入らないで今日に至った一団の中等学校があつて、前者と並列して第四の種別を構成しているのを知る。これ等の四種の諸学校が、国民学校教育の基礎段階の上に構えられているのであつて、かくの如き諸学校を通覧して、中等学校の制度とは果して何を意味しているかという全般的な考え方が吟味せられなければならない」⁽⁶⁾

海後の著作集に解題を寄せた佐藤秀夫が、「著者の学校論の神髄」⁽⁷⁾と呼んだこの論文の、中心的な主張となっているのがこの引用部分である。

中学校・師範学校・実業学校が中等教育のすべてではない。名称や法的な位置づけは何であれ、初等教育を終えた者の前に広がるさまざまな教育機関を等しく中等教育としてとらえ、その意味やありようについて明らかにし、あるべき姿を模索すること。そうでなければ中等教育を捉える視座としては不十分だという指摘は、正鵠を射ている。

しかし、この重要な指摘が、その後の研究において踏まえられてきたとはいえない。もちろん軍学校をはじめとする文部省所管外学校や企業内教育機関について行われた研究は存在するが、管見の限り、それらは個別具体的な事例研究であり、文部省所管の中等教育とどのような共通点あるいは差異を持つかという観点からは論じられていない⁽⁸⁾。海後の指摘は全く忘却されているといっても過言ではない。その指摘に立脚して近代日本の中等教育史を照

らし直すとともに、上述したさまざまな課題についても論究することで、浮かび上がってくるものを明らかにすること、それが私の研究関心である。

そのための第一歩として、まず中等段階にあるさまざまな学校の位置関係を正確に知る必要がある。補助線として有効なのは、中学校の在学者・卒業者に対して付与されていた資格・特典の内容と、それがいつどこまで拡大したか（あるいはしなかったか）を明らかにすることである。

なお、理想をいえばさまざまな学校のすべてを把握することが望ましいが、本論文では代表的な事例をいくつか取り上げて考察を行うこととしたい。

1. 中学校への在学・卒業によって付与される特典の存在

1-1 上級学校進学に関する特典

1-1-1 1903 年専門学校令施行以前

① 専門学校

1903 年以前は統一的な学校令がない。学校ごとに文部省の認可を受けて制定する学則によって入学資格を規定していたが、何らかの形で中学校卒業者を優遇していた。

いくつか例を挙げよう。札幌農学校（1898 年以降）は、中学校卒業者のみ予修科 1 年または 2 年に無試験入学を許し、それ以外は「之ト同等ノ学力ヲ有シ品行方正年齢十七歳以上」の者に入学試験を課し、合格者を予修科 1 年に入学させた⁽⁹⁾。同系統である中等程度の農学校卒業者への配慮はない。

東京工業学校（1899 年以降）は、まず中学校卒業者を対象に英語・数学・物理及科学・図画で入学試験を行い、欠員があれば国語・英語・算術・代数・幾何・三角法・博物・物理・化学・図画の試験によって入学させた⁽¹⁰⁾。同校も工業学校卒業者への配慮はない。

東京高等商業学校（1902 年以降）は、中学校卒業者で出身学校長が人物・学力・身体について認証する者および「官公立学校ニシテ普通学ノ程度中学校ト同等以上ト認メタル学科」の卒業者は無試験で、それ以外の者は満 17 歳以上で和漢文・書法・作文・数学・地理・歴史・図画・物理・化学・博物・英語・体格の試験に合格すれば予科への入学を許した。また、同校が「適当ト認メタル」商業学校の卒業者で出身学校長が人物・学力・身体について認証する者については、この試験を免除することができた⁽¹¹⁾。

この三例にみられるように、遅くとも 1900 年頃には中学校卒業者とそれ以外の学校の卒業者との間に差をつけるのは一般的だった。同じ実業教育であっても、商業学校と農学校・工業学校とでは取り扱いに差があるが、これは中学校の教育課程との差（すなわち座学重視か実習重視か）がそのまま現れていると考えられる。

また、いずれも師範学校卒業者の取り扱いについて言及していない。卒業後の義務年限を果たしてから専門学校へ進学しようとする者は例外的であり、わざわざ明文化する必要を認めなかったためであろう。

② 高等学校（1894 年までは高等中学校）

高等教育機関への進学に関して中等学歴を要求する規程の嚆矢が、1886 年 7 月 1 日文部省告示第 16 号「高等中学校ノ学科及其程度」である。入学資格は「品行方正身体健康年齢満十

七年以上ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハノニ均シキ学力ヲ有スルモノ」で、「均シキ学力」の有無は各学校ごとに検定を実施したり、学歴によって入試科目を変更するといった措置をとったとみられる。師範学校・実業学校の卒業者の取り扱いは不明である。

例えば、第一高等学校（1897年以降）の場合、一般受験者には中学校の全科目にわたる試験を課すが、「本校ノ特約ヲ受クル（中略）尋常中学校ノ卒業生ニシテ該学校長ノ推薦ニ係ル者」は数科目のみ、「学術特ニ優等」とされた者は無試験入学も可としたが⁽¹²⁾、それ以上のことはわからない。

その後、1894年6月25日勅令第75号「高等学校令」によって高等中学校は高等学校となる。これにあわせて、同年7月12日文部省令第16号「高等学校修業年限及入学程度」を制定したが、「高等学校入学ノ程度ハ尋常中学校ノ程度」とあり、内容に変更はない。

これが変更となったのは、1902年4月25日文部省告示第82号「高等学校大学予科入学試験規程」で、高等学校の入学試験を予備試験・選抜試験（いずれも中学校卒業程度）に二分し、中学校卒業生以外はまず予備試験に合格することを明文化した。予備試験の受験資格は「年齢満十七年以上」「品行方正」「現ニ中学校ニ在学セサルコト」であった。なお、合格証書は2年間有効だった。

③ 教員養成諸学校⁽¹³⁾

高等師範学校の入学資格は、1886年10月14日文部省令第18号「高等師範学校生徒募集規則」の段階では「尋常師範学校ヲ卒業シタルモノ」となっており、中学校とは接続していなかった。それが92年2月3日文部省令第2号で公立尋常中学校卒業生の受験を認め、さらに97年7月21日文部省令第10号で「文部大臣ニ於テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科課程以上ト認メタル私立尋常中学校」にも門戸を開いた。この結果、実態としては師範学校よりもむしろ中学校と接続するようになった。実業学校の卒業者は除外したままである。

次に、実業学校教員養成所および実業補習学校教員養成所について。1894年6月14日文部省令第12号「工業教員養成規程」によって工業教員養成所が発足した段階での入学資格は、「年齢十七年以上ノ男子ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者」であった。「同等」の判断基準は不明である。それが99年3月3日文部省令第13号「実業学校教員養成規程」によって農業・工業・商業の実業学校・実業補習学校教員養成が始まる段階では「年齢十七年以上ニシテ師範学校中学校若クハ之ト同等以上ノ実業学校卒業ノ程度」となり、師範学校・実業学校の卒業者を加えた。

臨時教員養成所は、1902年3月29日文部省令第8号「臨時教員養成所規程」で「中学校卒業ノ程度」で入学試験を行うことを規定した。入学資格は定めていないが、「中学校及師範学校ノ卒業生」は無試験入学も可としており、実質的な優遇措置となっていた。実業学校卒業生の扱いは不明である。

1-1-2 1903年専門学校令施行以後

① 専門学校

1903年3月27日勅令第61号「専門学校令」により、専門学校は統一的な学校令を持った。また同年3月31日文部省令第14号「専門学校入学者検定規程」により、本科への入学資格が明示され、また専門学校入学者検定（専検）と称する検定制度が創設された。具体的には、

試験検定または無試験検定によって、中学校（女子は高等女学校、以下同じ）卒業者と同様に専門学校の入学資格を付与するものである。

試験検定の受験資格は、満 17（女子は 16）歳以上で「身体健全」「品行方正」「現ニ中学校若クハ高等女学校ニ在学セサルコト」。しかし、中学校卒業程度の全科目に一度に合格しなければならなかったため難易度は高く、次第に受験者が増加するにつれ「此試験は畢竟禁止試験に外ならぬといふ不平」⁽¹⁴⁾ が起きるようになった。そこで 1924 年 10 月 11 日文部省令第 22 号で「専門学校入学者検定規程」を改正し、試験検定の実施者を道府県から文部省に移して国家試験とするとともに科目合格制を導入、全科目の合格証書を揃え終わった時点で試験検定の合格者（すなわち専門学校入学資格）とした。同時に後述する高等学校高等科入学資格試験（高検）、高等試験令第 7 条による高文予備試験の受験資格認定試験（高資、詳細は後述）、所有する教員免許状（師範学校中学校高等女学校教員免許状・小学校本科正教員免許状・小学校専科正教員免許状）に応じて相互科目免除を導入した。これによって難易度は相当に緩和され、逆に中学 4 年修了程度の全科目に一度に合格しなければならない高検の方が難関であるとされるようになった⁽¹⁵⁾。

無試験検定は「専検指定」と呼ばれる措置で、文部大臣が指定した者について無条件で付与するもので、一般指定・限定指定の 2 種類がある。

一般指定は中学校の学科課程と同等以上と認められる学校の卒業者に対して行うもので、指定を受けた者は試験検定合格者と同様にあらゆる高等教育機関を受験できる⁽¹⁶⁾。そもそも中学校以上の学科課程を持つ陸軍士官学校や、宗教教育を行うためにあえて中学校ではなく各種学校として設置した私立学校などの卒業者を救済する措置である。

限定指定は中学校に比べると教育内容にやや偏りがある学校の卒業者に対して行うもので、特に指定された専門学校・大学予科のみ受験できる⁽¹⁷⁾。実業学校や一部の宗教系私学が対象となる。なお、1919 年 12 月 4 日文部省令第 39 号「大学規程中改正」では、限定指定を受けた者であっても大学予科を受験可能としたが、進学する学部・学科については文部大臣の許可が必要とあり、引き続き例外的な措置であった。ただし、宗教系私学の場合、制限付きの特典は敬遠されたとしきさほど広がらず、41 年時点でも対象は 12 校（うち 2 校は廃校済み）にとどまった⁽¹⁸⁾。

ここで注目すべきなのは実業学校である。中学校と同じく文部省が監督する中等教育機関であるにもかかわらず、限定指定しか受けられなかったのである。受験資格が拡大したとみるのは、おそらく当を得ていない。学校ごとの判断が禁じられた以上、柔軟な取り扱いができなくなり進学には大きな制約が加わったと考える方が妥当であろう。また、後述するが、兵役・文官任用に関しても中学校・師範学校との間に格差があった。それは 1924 年 3 月 12 日文部省告示第 109 号によって一般指定を受けるまで続いたのである。

② 高等学校

専検創設にあわせて 1903 年 4 月 21 日文部省告示第 84 号「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」が制定となった。入学資格は中学校卒業者、専検合格者（試験検定合格者）および旧規程による予備試験合格者に限定し、学校ごとに行っていた検定を廃止した。専検指定（一般指定、以下、特記なき限り同じ）を受けた無試験検定合格者を除外している点で極めて厳しい措置である。この点に関しては批判が多かったとみえ、早くも翌 04 年 1 月 25 日文部省

告示第16号により撤回している。宗教系私学の卒業者が多くを占める無試験検定合格者に高等学校入学資格を認めないのが時の文部大臣菊池大麓の方針だったが、後任の久保田譲は省内の反対論を排して同規程を再改正させたという⁽¹⁹⁾。

同規程は入試制度の変更によって1908年3月12日文部省告示第78号で廃止となったため、同年3月19日文部省令第9号で改めて高等学校入学資格を規定した。対象は中学校卒業者、専検合格者、専検指定を受けた者と従来通りであった。

1910年5月14日文部省令第11号「高等学校大学予科入学選抜無試験検定規程」により、高等学校・大学予科は現役の中学校卒業者で出身学校長の推薦ある者について定員の20%（17年以降は5%）まで無試験入学可とした。他の校種を一切認めなかったことには批判が強く、早くも翌11年4月26日文部省令第21号で専検指定学校を追加している。

1918年12月6日勅令第389号「高等学校令」により、高等学校は尋常科3年・高等科4年の7年制を本則とした。これに伴って高等学校高等科の入学資格は19年3月29日文部省令第8号「高等学校規程」で高等学校尋常科修了者、高等学校高等科入学資格試験（高検）合格者、専検合格者、「文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者」（高入指定）⁽²⁰⁾、専検指定を受けた者とした。高検については、同日文部省令第9号「高等学校高等科入学資格試験規程」により、満16歳以上で身体健全・品行方正、現に中学校に在学していない者を対象に中学校4年修了程度で実施することとした。

③ 教員養成諸学校

高等師範学校は、1926年8月27日文部省令第28号「高等師範学校及女子高等師範学校生徒募集規程」により、専検合格者ならびに専検指定を受けた者も受験可とした。

実業補習学校教員養成所は、1920年2月18日文部省令第33号「実業補習学校教員養成所令施行規則」で入学資格を規定した。とはいえ範囲は極めて広く、実業学校・師範学校・中学校の卒業者、小学校本科正教員・小学校専科正教員の免許状所持者のほか、乙種実業学校の卒業者で実務経験2年以上の者まで網羅した。この規程は35年4月1日文部省令第6号「青年学校教員養成所規程」で実業学校・師範学校・中学校の卒業者およびこれに「準ズベキ学力アリト認メタル者」となったが、実態としては大きな変更はなかったと考えられる。43年3月31日文部省令第30号「青年学校教員養成所規程規程中改正」では、さらに専検合格者、専検指定を受けた者、「青年学校本科ノ課程ヲ修了シ学業成績特ニ優秀ニシテ師範学校本科ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ当該青年学校長ニ於テ証明シタル者」を加えた。これは44年2月16日勅令第81号「師範教育令中改正」で青年師範学校となった後も同様であった。

臨時教員養成所は、1944年3月10日文部省令第8号「臨時教員養成所規程」改正で、入学資格を中学校卒業者、専検合格者、専検指定を受けた者、国民学校訓導の免許状所持者とした。

師範学校についても、1925年4月1日文部省令第8号「師範学校規程中改正」により新設した本科第二部が中等段階からの進学先となった。入学資格は「中学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十七年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」。「同等」か否かは各地方長官が定める規程によって検定を行う。しかし、不人気だったのか⁽²¹⁾ 難易度が高すぎたのか、そのルートで進学する者はごく少なかったらしく、39年1月6日発普197号「実業学校卒業者ノ師範学校本科第二部入学ニ関スル件」（普通学務局長より各地方長官宛）で、「特別ノ配意」

を求めている⁽²²⁾。さらに43年3月6日勅令第109号「師範教育令」では本科第一部を廃止し、本科第二部のみとするいわゆる「二部本体化」を実施した。この結果、師範学校本科は専門学校程度となったため、同年3月8日文部省令第6号「師範学校規程」を新たに制定し、入学資格を師範学校予科の卒業生、専検合格者、専検指定を受けた者、「青年学校本科ノ課程ヲ修了シ学業成績特ニ優秀ニシテ師範学校本科ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ当該青年学校長ニ於テ証明シタル者」とした。

なお、専検合格者および専検指定を受けた者は、小学校教員検定における無試験検定受験資格ならびに特定科目の試験免除（1943年まで）、文部省師範学校中学校高等女学校教員検定（文検）の受験資格、実業学校教員試験検定の受験資格も得た。

1-2 兵役に関する特典

1-2-1 徴集猶予（徴集延期）、一年志願兵（陸軍幹部候補生）

中学校令制定の時点で徴集猶予の基準となっていたのは、1883年12月28日太政官布告第46号「徴兵令」⁽²³⁾である。これによれば、官立府県立学校の卒業生（17～27歳）で服役中の費用を自弁する者は「一年現役」を志願でき、また1年以上修業した者であれば6年以内の徴集猶予を受けられた。格差があったのは中学校か否かではなく、官立府県立か否かであった。すなわち同令は私学を特典から排除したのである。

当然ながら私学関係者は反発し、民権派ジャーナリズムもこれに呼応して批判を強めた。このため1886年11月30日勅令第73号「徴兵令中改正」により、「文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校」にも同様の特典を付与することとした。兵役の特典に関しては、早くも中学校令施行直後から文部省による学校認定が始まったのである。認定条件を規定した87年3月31日文部省訓令第5号（北海道庁・府県宛）によれば、公立私立の中学校はもちろんだが、高小に接続し、教員・財務に関する基準を満たす学校であれば種別を問わず認定対象となり得た⁽²⁴⁾。

さらに1889年1月22日法律第1号「徴兵令」は一年現役制度を廃止し⁽²⁵⁾、徴集猶予を満26歳までに制限した⁽²⁶⁾。また、予備役将校を養成する制度として、中等段階では官立府県立師範学校・中学校および「文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校」の卒業生または陸軍試験委員の試験に合格した者で、年齢17～26歳、服役中の費用を自弁する者を対象とする一年志願兵制度を創設した。一年志願兵は入隊後6ヶ月で上等兵（終末試験合格者は二等軍曹）に任じて予備役に編入、翌年は予備見習士官として少なくとも1回（3ヶ月間）の勤務演習を経て予備将校試験に臨み、合格者は将校に、不合格者は曹長もしくは軍曹とする制度である。中等以上の学歴または学力を持つ者への特典であり、従来の一年現役とは本質的に異なる。これらの志願に関する認定条件は同年5月6日文部省訓令第1号で規定したが、中等段階では「中学校ノ成規ニ準拠シタルモノ」もしくは実業学校に限定し、教員・設備・財務などに厳しい制限を加えた⁽²⁷⁾。

これを廃止して制定したのが、1899年6月28日文部省令第34号「公立私立学校認定ニ関スル規則」である。同規則は文官任用令・徴兵令に関する認定条件を一括規定した⁽²⁸⁾。それによれば、認定条件は「管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ学科ヲ教授スルニ足ルヘキ相当ノ教員及設備ヲ具ヘ」た学校であって、実業学校の場合は甲種実業学校と同等以上の学科

程度かつ修業年限3年以上、実業学校以外の学校の場合は学科程度・入学規則・編制・設備などが中学校の規程に準じており教員の1/3は中学校教員免許状を有する専任であること。その後、1915年2月8日文部省令第2号「文官任用令学校認定ニ関スル件」により、徴兵令あるいは文官任用令のいずれかしか認定を受けていなかった学校は、認定時に遡及して双方の認定を受けたものとして取り扱うことになった。

なお、1920年4月10日陸軍文部省令無号「大正七年勅令第三百五十七号第一号ノ規程ニ依ル認定ニ関スル件」により、徴兵令による学校認定は陸軍大臣・文部大臣が共同で行うこととした。このため同年4月12日文部省令第11号により「公立私立学校認定ニ関スル規則」は第1条の「徴兵令第十三条又ハ」を削除し、文官任用令上の認定に関する規則とした。ただし、徴兵令上の認定条件は同規則を準用したので、実態は変わらない。

1925年4月13日勅令第135号「陸軍現役将校学校配属令」により、中等・高等教育機関の卒業者に6ヶ月以内の陸軍現役短縮が実現した。この資格を持つ者が一年志願兵となった場合、在営1ヶ月の後の勤務演習召集（3ヶ月）が不要となるほか、一年現役兵である師範学校卒業者は、在営5ヶ月で帰休を命ぜられることとなった。対象となる中等段階の学校は、官公立の師範学校・中学校・実業学校だが、実業学校のうち乙種および「夜間ニ於テ教練ヲ課スル学校」は除外、また私学は自ら申請して認可を受ける必要があった。

1927年4月1日法律第47号「兵役法」によって徴兵令は廃止となり、徴集猶予ならびに幹部候補生の志願に関する根拠法令は同年11月30日勅令第330号「兵役法施行令」となった。幹部候補生は一年志願兵にかわる制度だが、学歴不問だった従来とは異なり、採用資格を「配属将校ヲ付シタル学校（中略）ヲ卒業シタル者」とした。教練を重視した結果であろう。認定条件については28年4月24日陸軍文部省令無号「兵役法施行令第百条第三号ニ依ル認定ニ関スル件」⁽²⁹⁾となったが、具体的な内容は「公立私立学校認定ニ関スル規則」を踏襲している。また、この時から青年訓練所の訓練を受けた者（同等と認められる者を含む）にも、陸軍現役将校を配属された中等・高等教育機関の卒業者と同様、6ヶ月以内の陸軍現役短縮が設定された。

1-2-2 軍学校への入校

軍学校といっても採用資格・教育内容・在学期間にさまざまな種類があり、一括して述べることはできない。ここでは中学校の在学者・卒業者が進学先として考慮するであろう陸軍士官学校・海軍兵学校など高等・専門段階にあって将校（士官）養成を行っていた学校について概観する。

① 陸軍

陸軍は1887年6月15日勅令第27号「陸軍各兵科現役士官補充条例」によって士官候補生制度を導入した。これは合格者を直接、陸軍士官学校に入校させるのではなく、連隊または大隊で下士官兵（一等兵または上等兵）として隊付勤務させてから入校させる制度である。同条例によれば、中学校卒業者を陸軍幼年学校卒業者と同様に無試験で士官候補生に採用するとある。ただしこの措置は、採用者の資質が不十分だという陸軍省監軍部の反対によって翌88年には中止している⁽³⁰⁾。

次いで1896年12月2日勅令第379号「陸軍補充条例」では、士官候補生の採用資格を中央幼年学校卒業生、「官立、府県立尋常中学校若クハ文部大臣ノ指定シタル尋常中学校ヲ卒業シ該校長ノ保証」があるか「尋常中学校卒業生ト同等ノ学力ヲ有」するかした上で「入隊スヘキ隊長ノ承認ヲ得タル者」とした。学力の認定基準は97年5月31日文部省訓令第5号（北海道庁・府県宛）で制定したが、対象を「郡市町村立及私立尋常中学校」に限定した⁽³¹⁾。また同年10月、文部省は陸軍省に対して「学習院慶應義塾ノ如キ」学校は認定しない旨を通知している⁽³²⁾。この段階で、中学校に類する各種学校の卒業生や独学者はもちろん、文部省所管外学校や実業学校の卒業生までもが陸軍士官学校への道を閉ざされたことがわかる。

陸軍補充条例は1903年11月30日勅令第185号で改正となった。この改正により、士官候補生は中央幼年学校本科卒業生のみ無試験で採用となるが、それ以外は「中学校又ハ之ト同等以上ノ学校」卒業生・一年志願兵・陸軍現役下士のうち「品行方正志操確実ナル者」のいずれかで召募試験に合格した者となった⁽³³⁾。「同等」の認定条件は不明である。

この制限を撤廃したのが、1920年8月7日勅令第236号「陸軍士官学校令」であった。陸軍士官学校予科の採用資格は陸軍幼年学校卒業生・召募試験合格者（受験資格は26歳未満の現役下士、16～25歳未満の陸軍部外者および一年志願兵）である⁽³⁴⁾。これは、18年「高等学校令」により中学校4年修了で高等学校進学が可能になったことを受け、陸軍でも優秀な生徒を獲得するための措置だが、理論上は中等学歴を持たない者でも受験可能になった。

② 海軍

海軍は1899年2月24日海軍省告示第2号「明治三十二年召募ノ海軍兵学校生徒志願者学術試験規格」において、中学校卒業程度の漢学・作文・英学・数学・地理・歴史・物理・化学・図画および希望者には外国語学の9(10)科目を示しながら、「官立道府県立尋常中学校」および「海軍大臣ニ於テ官立道府県立尋常中学校ト同等以上ノ学科程度ヲ具備スルモノト認定シタル公私立学校」を卒業し、「当該校長若ハ校主ノ学力善良品行端正ノ証明書ヲ有スル者」については漢学・作文・英学・数学の4科目とする優遇措置をとった。認定条件は同日の海軍省告示第3号で示したが、校種は公私立尋常中学校に限定した。

ただし、この年以外に中学校卒業生を優遇した規程は見当たらない。また、陸軍のように学歴制限をかけることもなかった。

1-3 文官任用における特典

1887年7月25日勅令第37号「文官試験試補及見習規則」は、藩閥による官吏の自由採用を禁じ、中等・高等教育機関の学歴を持つ者、もしくは普通試験（普文）・高等試験（高文）に合格した者の採用を原則とした法令として知られる。このうち普文を免除して判任官資格を得られるのは「官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県立学校（中略）ノ卒業証書ヲ有スル者」とあるが、「同等」の判断基準はなく、実際の運用状況も不明である。また、高文受験は「丁年以上ノ男子」すなわち成人男性であれば誰でも受験可能だった。

この他に詮衡による任用の道もわずかに残された。すなわち高等官は「教官技術官其他特別ノ学術技芸ヲ要スルモノ」は無試験で任用でき、判任官も鉄道庁駅長・三等郵便局長・森林看守・税関監吏など特殊なものについては普文を経なくても各省の定める任用資格で任用できた⁽³⁵⁾。ただし、こうした特別任用で文官となった者は、改めて文官試験に合格しなけ

れば他省への異動はできない。

これにかわったのが、1893年10月31日勅令第183号「文官任用令」である⁽³⁶⁾。同令は判任官資格を普文・高文の合格者のほか、「官立公立尋常中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル官立公立学校ノ卒業証書ヲ有スル者」にも付与した。これ以降、文部大臣が中学校程度と認定した学校を告示するようになった⁽³⁷⁾。ただし、同じ官立公立でも実業学校は文部大臣の認定を受けなければならなかったことには注意が必要である。

また、同令では「満五年以上雇員トシテ同一官庁ニ勤務シタル者」を無試験で判任官に抜擢可とした点が目を引く。雇員の採用方法には、高小卒程度または尋常中学校2年修了程度で実施される雇員資格試験と、傭人からの無試験での抜擢とがある。「傭人→雇員→判任官」という三段跳びの抜擢が実際にどれほどあったかは不明だが、中学校へ進めない者に雇員・傭人も登竜門の一つと映じるようになったのは確かであろう。なお、特殊な業務内容の高等官・判任官への詮衡による特別任用も引き続き規定した。

また、同日制定の勅令第197号「文官試験規則」は、普文は「科目ハ尋常中学校ノ科程ヲ標準」とすると明記した。高文は予備試験・本試験の二段階となり、予備試験は受験資格を「尋常中学校以上ノ官立公立学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」に限定し、小学校卒業（あるいはそれ以下）の学歴しかない者あるいは私学出身者は排除した。

この措置は1899年6月28日文部省令第34号「公立私立学校認定ニ関スル規則」制定後も続いた。既述したように、同規則は文官任用令・徴兵令に関する認定条件を一括して規定したものであったが、これを受けて当然なすべき文官任用令第2条の改正はなかった。つまり、実業学校や私立中学校の在学者・卒業者は徴兵令上の特典を受けることが可能になった後も、文官任用令上の特典からは除外されたままだったのである。

矛盾の解消は、高文からはじまった。1905年7月1日勅令第191号「文官試験規則」改正により、中学校卒業者以外に専検合格者・専検指定を受けた者を追加した。実業学校・私立中学校の卒業者はもちろん、中等学歴を持たない者でも専検に合格すれば高文予備試験が受験可能となったのである。

次いで1913年8月1日勅令第261号「文官任用令」改正により、中等段階で判任官資格を付与する条件を「中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル学校ヲ卒業シタル者」としたため、私立中学校卒業者も対象となった。また、普文合格者に加えて専検合格者を追加した。「五年以上雇員タル者」も引き続き対象となった。ただ、依然として限定指定にとどまる実業学校卒業者や、専検指定を受けた者は除外している。

文官任用令は1918年1月18日勅令第7号「高等試験令」および同第8号「普通試験令」にかわる。これに伴い、高文予備試験の受験資格は中学校卒業者のほか、専検合格者、専検指定（一般指定）を受けた者、普通教育に関する試験を受けて専門学校に入学した者、中学校卒業以上の学力を入学程度とする官立学校に入学した者、高等試験令第7条により中学校卒業程度で実施する国語・漢文・歴史・地理・数学・物理・化学の学科試験（高資）の合格者となった。なお、高資合格者は判任官資格を得られるから、専検の科目合格制導入は判任官資格への道を易化させる効果も持った。

その後、上述したように1924年には一般指定を受けた実業学校卒業者を加えた。また、科目合格制になった専検と高資の試験問題は共通となり、該当する7科目の合格で高文予備試験の受験資格が付与されるようになった。これ以降は専検のうちの7科目を高資と称するよ

うになる。

2. 中学校に並行する教育機関に関するケーススタディ

2-1 夜間中学

既述したように、夜間中学は中学校ではなかったため、中学校の在学者・卒業者に付与される特典とは全く無縁であった。

だが1900～10年代にかけての就学率の上昇は都市部の中学校の「入学難」を招いた。中学校における二部教授や夜間授業の実施を求める声は中学校長の間でも高まり、東京府は20年に府立夜間中学校の可否を文部省に打診した。文部省は認可しなかったが、21年2月8日文部省令第8号「中学校令施行規則」改正により中学校へのゲラリー・システムの導入を、また同年に夜間実業学校の設置を認めている。

1920年代に入ると、夜間中学は一部の府県を除き、県庁所在地およびそれに準ずる地方都市を網羅する形で設置が進む。特に、22年から北海道庁内務部が「中等夜学校準則」を制定し、庁立中学校長・商業学校長に管下の校舎・教員を使って私立各種学校として夜間中学を経営するよう求めたこと、23年から関東大震災の罹災者救護事業として、「茗溪中学」（文部省の慫慂により東京高等師範学校同窓会「茗溪会」が設置）のほか、焼け残った府立・私立中学校が続々と夜間中学の経営に乗り出したことは大きな画期となった。社会的評価の高まりは、衆議院でも正式の中学校としての認可を求めるべきだとの議論がなされるに至ったことでも確認できる。しかし、文部省は認めなかった。このため26年に青年訓練所（35年から青年学校）が発足するとその施設課程指定を受けたり、新設の場合には青年訓練所として設置する夜間中学が増加した。

やがて1932年5月18日発普第56号「夜間授業ヲ行フ中学校ニ類スル各種学校（所謂夜間中学）卒業者ノ専門学校入学検定規程第十一条ニ依ル指定ニ関スル件依命通牒」により、「社会政策的見地ヨリ教育ノ機会均等ヲ与ヘ」るべく、一部の優良な夜間中学に専検指定を与えることとなった。指定条件は中学校の設置条件にほぼ準じ、さらに設置者が私立の場合は基本金30,000円以上の財団法人とする。このため、公立中学校が附設していた夜間中学が公立移管して専検指定を受ける事例が相次いだ。逆に私立夜間中学ではあえて専検指定を求めず、各種学校のまま経営し続ける事例も多かった。

さらに文部省では兵役に関する特典について陸軍省と協議した結果、既存の専検指定学校と同様、文部大臣が専検指定を行ったのち、陸軍大臣・文部大臣が兵役法施行令第100条第3号による徴集延期の認定を行うこととなった⁽³⁸⁾。

その後、1939年の青年学校男子義務制によって、専検指定も青年学校認定も受けずに経営することは困難となり、また43年1月21日勅令第36号「中等学校令」によって中学校の「夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程」を設置可能になったため、指定・認定を受けずに経営を維持した夜間中学はごくわずかであった。また、青年学校指定だけの企業内学校も募集難に見舞われるようになり、大都市・工業都市ではさらに夜間中学が増設となった。

なお、一次資料による確認はとれないが、体験談によれば1943年には陸軍省が全国の中学校夜間課程ならびに専検指定を受けた夜間中学（各種学校）の卒業者にも幹部候補生資格を認めたうえ、過去の卒業者にも遡って資格を付与したとみられる⁽³⁹⁾。かくして中学校夜間

課程・専検指定学校たる夜間中学は中学校と同じ特典を享受するに至り、戦後の学制改革にあたっては新制高等学校夜間課程に移行した。

2-2 青年訓練所（青年学校）

1926年4月20日勅令第70号「青年訓練所令」により、文部省社会教育局の所管のもとに青年訓練所が誕生した。訓練期間は4年で授業料無償、高小卒程度の普通学科・職業科の教育も行うが、眼目は通算400時間の教練である。その修了者には中等段階以上の学校卒業者と同様、6ヶ月の陸軍現役短縮という特典が用意された。それは各地方長官が青年学校の課程と同等以上と認定した教育機関の卒業者でも可能だったから、青年訓練所認定を求める学校が相次いだのは夜間中学で述べた通りである。

さらに1935年4月1日勅令第41号「青年学校令」により、青年訓練所は実業補習学校と統合して青年学校となった。青年学校は、青年訓練所を引き継いで授業料無償であり、同年3月29日勅令第40号「兵役法施行令中改正」により陸軍現役短縮を、同年6月5日陸軍文部省令第1号「兵役法施行令第三十一条第三項ノ規定ニ依ル認定ニ関スル件」により地方長官による学校認定を踏襲した。文部省内の所管も引き続き社会教育局である。

しかし、わずか4年後の1939年4月24日「青年学校令改正」により、青年学校は中等教育機関に進まなかった男子に就学義務を課す。これに先立つ同年3月8日法律第1号「兵役法中改正」によって青年学校卒業者に対する陸軍現役短縮の特典は廃止された。かわって労働と学習で過重な負担となるのを避けるため、同年4月24日法律第87号「青年学校令ニ依り就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律」により、工場法・鉱業法・商店法の適用を受け、16歳未満の労働者の就業時間を制限する職場においては、青年学校で教授及訓練を受ける時間も就業時間とみなすこととなった。

これによって、社会教育局の所管ながら義務教育の一角を占めることとなった青年学校については、「パート・タイム・システムであらうと何であらうと、青年学校は顯然たる中等教育と認むべきものである。（中略）一括して中等教育令で統制してかゝることは意味のあることであるかもしれぬ」（文部省実業学務局長岩松五良）⁽⁴⁰⁾といったように、将来的に中等学校として取り扱うべきだという意見が文部省内でも出ていた。その先取りというわけでもなからうが、1943年から極めて成績優秀な卒業者に限って師範学校・青年学校教員養成所（青年師範学校）の入学資格を得た。青年学校は敗戦によって消滅したが、世が世ならそのまま正規の中等教育の一角を占めるようになったのかもしれない。

2-3 鉄道教習所

鉄道教習所は鉄道省（前身の鉄道院、後身の運輸通信省・運輸省を含む）所管の教育機関である。

1906～07年の鉄道国有化によって誕生した鉄道院では、出身会社ごとに気風・職制・賃金体系などが異なっていた。初代鉄道院総裁に就任した後藤新平はこれを問題視し、旧日本鉄道の教習所制度を全国展開することを指示、09年に鉄道院職員中央教習所（東京）、鉄道院職員地方教習所（札幌・上野・東京・神戸・門司）を設置させた。いずれも事務系・技術系の学科を置いて雇員以上を入所させ、修業期間は6ヶ月（13年から中教は18ヶ月）。技術習得ではなく人格教育を重視し、「国鉄一家」という精神的紐帯の形成を目指した。

しかし教習所在学による特典はなく、教習所の人気も低落傾向にあった。このため鉄道院では、1918年に中教を「士官学校、兵学校の如く」⁽⁴¹⁾ 鉄道専門学校に改組し、局教は小学校卒業者を官費で教育し、また成績優秀者を鉄道専門学校に送る機関とする計画を立てた。19年実施を目指したこの教習所「正格化」計画は、しかし実現しなかった。

次いで鉄道院が鉄道省に昇格した1920年、中教を母体に「交通大学」を設置し、局教を中学校程度の教育機関とする計画を立てたが、文部省・大蔵省・法制局は拒否した⁽⁴²⁾。このため鉄道省は、教習所のまま教育内容を整備して中等段階から高等・専門段階に至る学校階梯を構築するとともに、部外からの教習所受験を許可、文官任用に関する特典を省内限定で付与し、さらに一般学歴を希望する者は特別に選抜して大学・専門学校へ派遣する方針に転換した。

1921年10月14日（鉄道記念日）の「鉄道公報」によれば、全国6ヶ所（札幌・仙台・東京・名古屋・神戸・門司）の局教に中等教育相当の普通部（業務科・機械科・土木科・電気科）を置き、入学資格は14～17（部内は22）歳、入学試験は高小卒程度の国語・算術で、修業年限3年。卒業者は中学校卒業者に準じて取り扱う。

鉄道省教習所（省教）には、専門学校相当の普通部（業務科・機械科・土木科・電気科）を置き、入学資格が17～22（部内は30）歳で修業年限2年。また、大学相当の高等部（行政科・機械科・土木科・電気科）を置き、入学資格が2年以上の勤務経験（普通部在学でも可）で、修業年限2年。卒業後はそれぞれ専門学校・大学の卒業者に準じて取り扱う。

さらに局教には専修部として駅員車掌科（修業期間4月）・電信科（8月）・機関手科（6月）・機関助手科（4月）・検車科（4月）・信号操車科（4月）・電車科（6月、東京のみ）などを置くこととし、このうち電信科だけは部外者も受験可とした。いずれも入学試験は高小卒程度で実施、卒業後は雇員となり、やがては詮衡によって判任官となる可能性もある。1926年には、直接、判任官機関士を養成する機関士高等科（6月）までも加わった。修学期間は短いものの、得られる特典は中学校卒業者と同等である。

また、同時に3年以上勤続した35歳以下の職員が鉄道大臣の認める大学・専門学校へ進学する場合、在職・有給のまま通学させる「鉄道省給費生」、鉄道大臣元田肇の名で設立した財団法人鉄道育英会に局教の校舎・教員を利用して夜間中学を運営させる「鉄道中学」の制度も創設した⁽⁴³⁾。

こうして部外者に開放された教習所は、「貧者の中等（高等）教育」として非常に人気を博した。文部省が所管する正規の学校でないため、例えば高等学校・専門学校に進学できるか、陸軍一年志願兵に応募できるかといえは答えは否である。だが、鉄道省に在職し続ける限り、局教は中等学校の、省教は専門学校の扱いを受けられる。つまり文官任用の特典だけは手にできるのである。

ただし、財政緊縮の影響で1925年には省教高等部は廃止（省教普通部は東京鉄道局教習所専門部と改称）となり、32～39年は局教普通部も中断する。それでも鉄道に入れば勉強ができる、小学校卒の学歴しかなくても文官になれるというイメージだけは、世間に広く共有され続けたことは重要である。傭人として鉄道に入り、教習所での学習によって部内限定の学歴獲得を目指す若者は、その後も続いたのである。

教習所は戦時体制のなかで教育機関としての地位を固めてゆく。1939年8月30日には勅令第617号「鉄道教習所官制」を得、独自の官立学校の地位を得た。この際、普通部は中等

部の名称で再開している。40年12月には全教習所が青年学校の認定を受け、41年3月には札幌鉄道教習所に「御真影」が下付された⁽⁴⁴⁾。東京鉄道局教習所専門部では同年4月に徴集延期の認定を受け⁽⁴⁵⁾、また42年4月には陸軍現役将校の配属を受けた⁽⁴⁶⁾。

戦後になって運輸省が教習所の「正格化」を文部省に働きかけた結果、中部部は1946年4月30日文部省官学第56号で専検指定を受けた。専門部は同年7月に専門学校としての認定を得るとともに⁽⁴⁷⁾、同年10月21日文部省告示第114号で高等試験令第8条により高等学校高等科・大学予科と同等以上と認定された。ついに教習所は、鉄道院時代からの悲願であった専門学校・中学校と同程度のメリットを獲得したのである。

戦後の学制改革に際しては、教習所専門部・中部部・鉄道中学を母体にして新制大学・高等学校を設置する意向で準備中だった。しかし、GHQが鉄道中学は日本国憲法第89条に違反する私学への公費補助であり、また文部省所管外学校は訓練に限定すべきだと指示したため、計画は頓挫した。

2-4 通信講習所・通信官吏練習所

通信講習所（通講）・通信官吏練習所（官練）は通信省（後身の運輸通信省・通信院を含む）所管の教育機関である。

官練は1871年設置の修技教場に淵源を持つ。87年に徴集猶予を認められた高等・専門程度の官立学校たる東京電信学校（修業年限1年）となり、卒業者は通信省における判任官の資格を得、90年にフランスの郵便電信大学に範をとった東京郵便電信学校（郵電校、修業年限2年）となった。その後、1905年に教則を簡素化して通信官吏練習所（修業年限1年）となるが、坂野鉄次郎所長の学校復活の嘆願を後藤新平通信大臣が認めた結果、09年から通信官吏練習所（修業年限2年）としてほぼ郵電校時代の実態に復した。

通講は1887年以降、各通信管理局長が必要に応じて設置可となった電信技術者の養成所を母体とする。これは技術訓練の場だったが、三宅福馬通信局電信課長（郵電校卒）の「高等小学校を出たものから優秀な子を講習所の普通科に入れ、さらに優秀者を高等科へ進学させ、その中のまた優れた者を上級の官練で学ばせる」⁽⁴⁸⁾という方針と、好況を背景とした募集難という止むに止まれぬ事情とにより、1921年から中等程度の普通教育を重視する通講へと発展した。全国に本所7ヶ所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）・支所30ヶ所を置き⁽⁴⁹⁾、本所は高等科（修業期間1年）・普通科（同9月、23年から1年）、支所は普通科のみ設置する。普通科は満14歳以上の男女に高小卒程度の学科試験を、高等科は満23歳以下の男子または家事に係累のない女子であって、普通科卒業後に実務経験1年以上で当該局長の推薦を得た者に中学校3年修了程度の学科試験と普通科卒業程度の電気通信術の和欧文送受信を課す。

官練は1907年から高文行政科に毎年合格者を出すほど教育水準が高かった。関係者は将来的な大学昇格を視野に入れて運動しており、27年の第52回帝国議会衆議院では憲政会の作間耕逸（郵電校卒）が「通信大学設立ニ関スル建議案」を提出、委員会を通過して本会議に報告されたが、遂に大学昇格はならなかった。

その一方、通講の教育水準を高め、普通科から高等科に進学する際の実務経験1年以上という規制を撤廃して専検指定・徴集延期を受けさせようといった動きは、戦前においては確認できない。やはり通講の場合は電信技術者養成が主眼であったのだろう。それに着手する

のは戦後のことであった。

1946 年、修業期間は普通通講（旧通講）普通科 2 年、同高等科 1 年、高等通講（旧官練）3 年となり、普通通講普通科から高等科へ進学する際の実務経験 1 年以上という制限を撤廃した。これにより普通通講は甲種実業学校、高等通講は専門学校の修業期間と同じ年数となったため、普通通講高等科は 47 年 3 月 25 日文部省発学第 146 号で専検指定を、高等通講は同年 4 月 14 日文部省告示第 48 号で高等試験令第 8 条により高等学校高等科・大学予科修了者と同等以上の学力がある者との指定を受けた。

戦後の学制改革に際しては、高等通講・普通通講を母体にして新制大学・高等学校を設置する意向で準備中だった。しかし、GHQ から文部省所管外学校は訓練に限定すべきだとの指示があり、計画は頓挫した。

2-5 航空機乗員養成所

航空機乗員養成所（航養）は通信省（1923 年までは陸軍省）の外局であった航空局が所管する教育機関である。

航空機乗員の養成は 1920 年から軍委託で開始したが、航空需要の拡充により不足するようになったため、36 年からは委託先を民間飛行学校や日本航空輸送株式会社にも拡大、37 年からは東京府立工芸学校に委託して航空機関士の養成にも着手していた。さらに 38 年には航空局が自前の仙台・米子に乗員養成所を設置した。中学校 3 年 1 学期終了以上の学力を有する者から各 20 名を選抜し、8 ヶ月にわたって全寮制で養成するもので、技術訓練は陸軍に委託した。

ここまでは純粋な訓練機関であったが、民間航空機の乗員需要に応じつつ、平時においては乗員以外の職業に就く予備員を養成するため、1941 年 4 月 12 日勅令第 422 号「航空機乗員養成所官制」により、独自の官立学校たる地方航空機乗員養成所・中央航空機乗員養成所を設置した。訓練機関であった養成所は教育機関へと変貌を遂げるとともに、国民学校から続く学校階梯を形成するに至った。

地方の航養は予備員たる航空機乗員たるべく実用航空機の基本操縦および機関に関する技術の基礎的知識を習得させるもので、入所資格は国民学校初等科修了者、教育課程は甲種工業学校に準じ、修業年限 5 年、義務年限 5 年、陸軍委託が仙台・米子・熊本・新潟・印旛・京都・古河・岡山・筑後・都城、海軍委託が郡山・福山・愛媛・長崎・天草の計 15 ヶ所である。卒業者は二等飛行機操縦士・二等航空士・滑空士の技量証明書、中央養成所操縦科・機関科の入所資格を得、6 ヶ月間の軍隊教育により予備下士官に任官した⁽⁵⁰⁾。

中央の航養は定期航空その他航空事業に従事する乗員および航養の教官を養成するため地方航養の卒業生を選抜入所させ、航空機操縦または航空機機関に関する専門教育を実施する。操縦科は修業年限 1 年、機関科は修業年限 1 年で、いずれも義務年限 5 年、設置箇所・数は陸軍委託が松戸、海軍委託が福山の 2 ヶ所である。卒業者は操縦科は一等飛行機操縦士、機関科は航空機機関士の資格を得た。

このような経緯により、1939 年 3 月 20 日、航空局監理部長は文部省普通学務局長に宛てて地方の航養の出身者に対して中等学歴を付与するための条件を照会した⁽⁵¹⁾。その上で 41 年 3 月 19 日空乗第 238 号ならびに 5 月 19 日空乗第 485 号として「地方航空機乗員養成所卒業者ニ対スル専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル指定ノ件」を発して専検指定を求めた。

申請書類で興味深いのは、夜間中学・工業学校と比較した授業時数表を添付していることである。すなわち普通科目の授業時数は夜間中学の場合、5年間で125時間、工業学校は94時間である。航養は101時間で夜間中学には及ばないが、工業学校よりは多く、他に88時間もの専門教育を行うのだから、専検指定を受けてもいいではないかという理屈である。夜間中学への専検指定は「社会政策的見地」から行ったものであり、前例にはならないはずだが、文部省は特に意見もつけず同年7月3日官普10号により専検指定を行った。すなわち修業年限を5年に延長した年から、進学・文官任用に関しては中学校の在学者・卒業者に準じた特典を享受するに至ったのである。

兵役に関しては、軍学校に準じた性格であるから在学中の徴集猶予などはいらない。陸軍または海軍の6ヶ月間の軍隊教育により予備下士官に任官する。実際には戦時体制下での養成となったので、卒業後は全員が召集となった。

2-6 軍学校

軍学校を中等教育（あるいは高等教育）機関として取り扱うことには異論もあろうが、陸軍の補充学校のように主として普通教育を行う学校があったことも明らかであるし、専門（軍事学）についても一種の職業教育に相違ない。また、官吏としての区分でいえば将校（士官）は高等官、下士官は判任官であり、それぞれ軍学校（および隊内の教育）によってその地位を得た。そこからすれば、軍学校は下士官養成の学校ならびに陸軍幼年学校を中等教育、士官養成のための学校とみなして分析を行うべきだろう。判任官資格は中等教育を、高等官資格は高等教育を終えた者に与えられたものだから。特に徴兵年齢前で志願によって採用される中等段階の軍学校については、一般社会においてその学歴がどう評価されたのか検討することは重要であろう。

中等段階の軍学校としてよく知られる陸軍幼年学校は、歴史の大部分にわたって中学校と同等以上の位置づけであった。陸軍士官学校へ無試験入校できるばかりでなく、1905年には専検指定を、21年には高入指定を受けた。陸軍将校への任用に特権的な地位を有していた上に、1896年には文官任用令による認定も受けている。すなわち卒業後に専門学校・高等学校へ進学するとか、判任官として他省に入るといった進路も理論上は可能だったのである。もちろん陸軍幼年学校は武官としての栄達を目指すための場所であり、認定・指定によって方針転換を図る者が増えたはずはない。しかし、傷痍疾病あるいは軍縮による分限など本人の思いもよらぬ事情で職業生活を継続できなくなった時のセーフティネット、一般社会への一層高い威信の確保という意味では有効であったろう。

ここで注目すべきは下士官養成のために設置されていた軍学校である。下士官となるには、徴兵検査の前に志願するか、召集されて兵役を終えた後に再役を願って下士候補者となり、下士官養成のための教育機関などで教育・訓練を受けるのが基本であった。陸軍少年戦車兵学校、東京陸軍少年飛行兵学校、海軍飛行予科練習生などは、新聞や受験雑誌であたかも進学先であるかのように募集広告を出しており、進路としての位置づけは鉄道教習所・通信講習所と同様であった。

しかし、文部省所管の上級学校進学に関する特典とは基本的に無縁だった。中学校2年修了程度で接続した海軍甲種飛行予科練習生の修了者（中等学校第3学年修了以上の者）だけは、1945年9月14日文部省発国第180号で専検指定を受けており、普通教育が相当充実してい

たことがわかるが、あくまでも軍解散に伴う救済措置だった。

兵役については、軍学校への入校自体が兵役の履行であるから徴集猶予や兵役短縮はあり得ない。逆に武官としてのキャリアアップこそが特徴であった。

文官任用については、軍学校への入校は武官への道であるから基本的には関係ないように見えるが、階級によっては40代で予備役編入となるし、戦役・公務上の傷痍疾病で除隊する場合もあることを考慮すれば、それは「第二の人生」などという牧歌的なものであろうではなく、ライフコースにおける重要な資格であった。文官任用令による認定はなかったが、1880年代以降、下士官の文官任用に関する特別な規程が次第に整備される。下士官の多くは小学校卒業の学歴で職業軍人となることを選択し、隊内あるいは学校でそのための教育を受けた者である。となると、下士官に付与される文官任用の特典は、下士官を養成する教育機関（プラス職務経験）に対して付与された特典であるのと結果的に同義であるから、ここで触れておこう。

なお、この下士官の文官任用は、陸軍において陸軍士官学校への進学が事実上不可能になるのと引き替えに始まった⁽⁵²⁾。端緒は1881年4月12日陸軍省達甲第12号「陸軍下士文官志願手続」であり、成績優秀で満期除隊または戦役・公務上の負傷で除隊する下士は、試験（読書・写字・作文・和洋算術）を受けて合格すれば「工部省電信局吏員鉄道車長及ヒ守線手又ハ灯明番」に優先的に採用するというものであった。続いて制定された83年1月23日太政官布達第2号「陸軍満期下士文官採用規則」は対象者・試験科目は同じだが、各官庁の欠員補充・増員の際、文官に優先採用することとなり、範囲が大きく広がった。

やがて1887年12月25日勅令第65号「海軍准士官並服役満期下士判任文官ニ任用ノ件」は、対象者を無試験で海軍省・通信省・鉄道局の判任官に採用するとした。また、同年12月28日勅令第83号「陸軍下士文官採用規則」は、「戦役若クハ公務上傷痍疾病ニ因リ免官シ尚文官ノ勤務ニ堪ル者」「再服役以上満期ノ下士ニシテ精勤証書ヲ所持スル者」を無試験で各官庁（海軍省を除く）の判任官に採用するとした。ここにおいて、陸海軍とも下士の文官任用に関する特別規程を持つに至ったのである。

また、類似するものとして教員への任用がある。無資格教員として体操・教練などを担当するだけでなく、1939年からは傷痍軍人小学校教員養成所を設置し、正規の教員免許状を持つ教員を養成するようになったことは特筆される。これは府県立の師範学校に国庫負担で附設するもので、入学資格は高小卒程度の学力を有する者とするが、下士官であれば学歴不問であった⁽⁵³⁾。

3. 「中学校程度」の認定範囲の推移

3-1 1900年代：中学校の輪郭形成

1886年「中学校令」は、尋常小学校から帝国大学へと連なる学校階梯を形成するにあたって、扇の要の位置を果たした。すなわち「一府県一尋常中学校」の設置を義務づけるとともに、いわゆる泡沫私学に中学校からの撤退を命じたのであった。しかし、中学校令の制定当初は、数ある中等程度教育機関の中で中学校のみが屹立するという状況になっているとは言い難い。それ以外の学校（とりわけ官立府県立学校）の卒業者であっても上級学校進学・兵役・文官任用に関し差はほとんどなかったし、場合によっては中等学歴を持たない者であっても不利

益を蒙ることはなかった。

ただし、それは中学校の地位が低かったことを意味しない。実際に中学校卒業者が社会に出る 1890 年代には、次第に中学校（とりわけ官立府県立中学校）卒業者が優遇されるようになる。上級学校進学に関しては、専門学校が中学校卒業者に無試験入学を許可し、欠員があるときに他の学校卒業者や検定合格者を入学させるようになった。高等師範学校は尋常師範学校に接続する学校階梯として誕生したが、後にはむしろ中学校に接続する色彩を強めた。兵役に関しては、徴集猶予・一年志願兵といった兵役回避の特典は幅広く付与したが、軍幹部たるべき陸軍士官学校の士官候補生採用資格は中学校に限定した。

その延長線上に、1903 年の専門学校入学者検定制度の創設がある。専検は地味な名称に反し、中学校卒業程度の学力を要求するさまざまな認定試験に広く準用されるようになった。ある個人が中学校卒業程度の学力を有するか否かについて、文部省が公式に認定する初めての検定制度だったからである。これに対応して中学校卒業程度を基礎資格とする社会制度が次第に形成された結果、1900 年代末頃には専検合格者には広範な特典が付与されることになり、それは可視的なものとなった。

専門学校入学者検定の合格者に付与される代表的な特典

分野	主な取得資格
上級学校進学	・ 専門学校（大学専門部を含む）の入学資格 ・ 高等学校（大学予科を含む）の入学資格 ・ 中学校補習科の入学資格 ・ 中学校卒業の学歴を必要とする文部省所管外学校の入学資格
文官任用	・ 文官高等試験予備試験（高文予試）の受験資格 ・ 各省の普通文官（判任官）・雇員の任用資格 ・ 地方待遇職員の任用資格 ・ 巡査の無試験採用資格 ・ 看守の無試験採用資格 ・ 森林測候所練習生の無試験採用資格
教員免許状	・ 小学校教員無試験検定の受験資格 ・ 小学校教員試験検定の受験の際に特定科目の試験免除 ・ 文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験（文検）の受験資格 ・ 実業学校教員試験検定（実教検）の受験資格
その他	・ 計理士試験など中学校卒業を受験資格とする検定試験の受験資格

ここにおいて、中学校は中等程度教育機関の中で最も有利な学校として屹立するに至った。いや、それは正確ではない。中学校の在学者・卒業者が得る特典は、常に師範学校と陸軍幼年学校に付与され続けた。その意味では、近代日本の中等教育制度の軸は中学校・師範学校・陸軍幼年学校の三者であったといえるだろう。

3-2 1910 - 20 年代：中等教育の制度的誕生と文部省所管外学校の整備

1900 年代において中学校の輪郭が定まったことで、各種学校や独自の教育機関を所管する官庁では、それと並ぶ正規の学校として位置づけられることを、あるいは正規の学校に付与

される特典を享受することを指向する動きが強まった。背景には中学校の「入学難」、経済的な問題で中等教育に進めない者の教育要求の増大があった。

しかし、文部省はそうした要求に、実業学校の地位向上と専検制度の改革で応えた。

実業学校については、第一に夜間授業を行う課程を認めた。まず1921年1月12日文部省令第2号「工業学校規程」改正および同年3月18日文部省令第17号「商業学校規程」改正により、夜間の工業学校・商業学校が設置可能となった。夜間中学校は43年まで認めないこととは対照的である。さらに28年に夜間職業学校、30年に夜間農業学校の設置が可能となった。夜間の中等教育は実業教育が本筋という文部省の方針は明確だった。

さらに1924年には実業学校卒業者に対する専検指定は、限定指定にかえて一般指定となった。ここにおいて、実業学校は中学校と同等以上の地位を確保した（特典については「同等」ではなく「優越」している。上級学校進学・兵役・文官任用に関しては中学校と同等であり、その上で実業学校として専門分野に関する特典を得るのであるから）。また、翌25年5月28日文部省令第30号「実業学校卒業程度検定規程」により創設となった実業学校卒業程度検定（実検）の合格者も、28年8月28日文部省令第13号で専検指定（一般指定）した。従来の実業学校は徴集猶予によって卒業（就職）まで学習が保証され、またそこで学んだ教育内容を専門学校で深めるための学校であったが、ここにおいて中学校と対等な教育機関となったといえよう。

専検制度は、1924年に科目合格制に変更となって難易度を下げた。また26年には高等師範学校が専検合格者と専検指定を受けた者の受験を許しており、汎用性は一層高まった。

こうした点からみて、近代日本の中等教育が制度的にとりあえずの完成形をなしたのが1920年代だといえる。それは夜間でもいいから専検指定学校を卒業するか、さもなくば各種学校・講義録などで学んで検定に合格することで、中学校卒業程度の特典を得られるという形であった。

これを受け、それ以外の学校は「中学校程度」の枠内に入るべく変化し続ける。この時期、急速に設置数を増やした夜間中学にあっては、入学難への対応、社会事業としての側面から正規の中学校として位置づけるべきだという世論が高まった。鉄道省は二度にわたって教習所を正規の学校に位置づけようとし、それが不発に終わるや省内限定で学歴を付与する学校階梯を構築する挙に出た（その校舎を利用して夜間中学まで経営する徹底ぶりである）。通信省は電信技術の習得だけでよしとしていた養成所を発展させ、中等段階の普通教育を盛り込んだ通信講習所を設置した。すなわち該当する省で勤務するための技能を習得するだけでなく、省内限定の中等教育となるのである。

以上のことからみると、1910－20年代は学歴の意味が草の根まで浸透し、中学校卒業者に付与される特典あるいは資格の有無がライフコースを構築するにあたって極めて重要なポイントと認識されるに至った時代であるということができよう。機会均等という観点からすれば望ましいことであるが、事はそれほど単純ではあるまい。現代のように中等段階では実業教育を受けながら、それと関係なく大学を目指す時代ではない。中学校と同じ特典を求めるのは、「中学校に進めなかった経済的に恵まれぬ優秀を救う」ためだというのが、それは優秀な学生を自らの学校に集めたい、あるいはそうしたメリットがないと優秀な学生は集められないということの裏返しでもある。巨視的にいえば、「中学校を卒業していると有利」なのではなく、「中学校を卒業していないと不利」と通念される時代が到来したといえるだろう。

3-3 1930 - 40 年代：さまざまな学校の「正格化」

1930 - 40 年代には、正規の中等教育機関として取り扱われていなかった学校に対する「中学校程度」の認定が進む。端緒となったのが32年に始まる夜間中学の専検指定だが、文部省は「社会政策的見地」、すなわち既存の教育制度そのものを改造するのではなく、例外的に恩恵を与える意図から行う者であると説明した。

しかし、例外も一度出せば前例となる。1939年に航空機乗員養成所が修業年限を5年に延長して中等段階の教育機関に発展する際、航空局は昼間の中学校ではなく、専検指定の下限たる夜間中学の授業時数と対比して専検指定を出願した。文部省もこれを指摘せず、41年には専検指定を与えている。夜間中学への専検指定は、蟻の一穴であった。

さらに戦時体制下における教育改革の進展は、青年学校の「正格化」をも推し進める原動力となった。極めて成績優秀な者に限るという制限付きながら、1943年から青年学校修了者は師範学校・青年学校教員養成所（44年から青年師範学校）の入学資格を得た。将来的には青年学校を中学校として取り扱い、上級学校進学・文官任用などの特典を付与すべきであるとの見解は朝野を問わず出されている。

こうした「正格化」の流れに乗って、鉄道教習所や通信講習所は内容を充実させ、戦後には専検指定に漕ぎ着けた。さらに学制改革の具体像が明らかになるや、新制高等学校・新制大学となることを目指したが、GHQによって実現は阻まれた。

おわりに

以上、近代日本における「中学校程度」の認定史から、三点が指摘できる。

第一に、1903年「専門学校令」およびそれに伴って始まった専門学校入学者検定制度は非常に重要な意味を持つにもかかわらず、十分に考察がなされていないことである。ある個人が中学校卒業程度の学力を有するか否か、またある学校が中学校と同等以上の教育機関であるか否かを判定する専検は、教育制度に一つの標準をもたらし、またそこに向かって教育課程・施設設備を向上させる動機を与えた。特に中学校・師範学校と実業学校との間に線を引いたことは重要である。その三者のみを包括的に取り扱うのであれば、それ以外のさまざまな学校種を中等教育の範疇から除外するのは筋が通らない。中学校からの距離によって個人・学校が社会的に評価される制度であることを踏まえ、広い視野で中等教育の全体像を捉えるべきである。

第二に、1910 - 20 年代の強硬方針から一転して1930 - 40 年代には「正格化」が実現することの意味を明らかにすることである。「正格化」は一貫した理念や方針の下に行われたものではなかった。夜間中学の専検指定は「社会政策的見地」であり、航空機乗員養成所の専検指定は夜間中学の前例踏襲。鉄道教習所や通信講習所への専検指定は教育課程の充実の成果ともいえるが、敗戦後の混乱の中でなし崩しに行っただけなのではないか。そうした「哲学」の弱さ、矛盾を解消する努力の希薄さは、現代に至るも折に触れ頭を出す文部（科学）省の体質あるいは宿痾なのかもしれない⁽⁵⁴⁾。その意味で、近代日本における「中学校程度」の認定に関する問題は、現在に連なるテーマでもある。

第三に、初等教育を終えた者を収容しながらも正規の中等教育とはみなされていなかったさまざまな教育機関のケーススタディを重ねることである。就職でありながら進学としての側面も持つ、あるいはそのどちらとも判別しがたい進路はまだまだ多様に広がっていたことは明らかである。代表的な事例としては、冒頭に掲げた「宿題」である企業内学校および軍学校が挙げられる。工（鉦）員の技術向上に向けられた教育的関心やそこで行われた教育のありようそれ自体について考察することはもちろん重要である。しかし、そこにとどまらず、さらに学力優秀な者を社員・職員へ登用する方策が講じられているかどうか、講じられているとすればそれは中等教育の周縁としての性格をもつといえる。それはいつどのような契機で始まり、どのように運用されたのか、またどのような制度的展開をとげたのかを解明することが重要である。そうした教育機関をも研究の俎上に載せることで、近代日本の中等教育は初めて全体像を明らかにすると言えるだろう。

-
- (1) 1899年までは尋常中学校だが、煩雑になるので中学校と統一表記する。
 - (2) 実業学校は、甲種（尋常小学校卒業程度で入学する場合は修業年限5年、高等小学校卒業程度で入学する場合は修業年限3年）と乙種（甲種の基準に満たないもの）があるが、本論文では特記なき限り甲種失業学校に限定する。
 - (3) 師範学校は1943年「師範教育令」で専門学校程度となるまでの取り扱い。
 - (4) 拙著（2005）『近代日本の夜間中学』北海道大学図書刊行会。
 - (5) 拙稿（2004）「鉄道教習所の教育史1・2」吉田文・廣田照幸編『職業と選抜の教育社会史』世織書房、同（2007年）「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究」教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第50集などを参照。
 - (6) 海後宗臣（1943）「中等学校制度の伝統と問題」東京帝国大学教育学研究室教育思潮研究会編『国民教育の動向』（『教育思潮研究』別冊）日黒書店（東京書籍（1980）『海後宗臣著作集』第4巻学校論、421～422ページから重引）。
 - (7) 前掲『海後宗臣著作集』第4巻、545ページ。
 - (8) 例えば、『近代日本教育百年史』を参照。
 - (9) 北海道大学編（1981）『北大百年史』札幌農学校資料（二）、474ページ。
 - (10) 作道好男・江藤武人編（1975）『東京工業大学九十年史』財界評論新社、150ページ。
 - (11) 作道好男・江藤武人編（1975）『一橋大学百年史』財界評論新社、259ページ。
 - (12) 天野郁夫（1992）『試験の社会史』東京大学出版会、214ページ。
 - (13) 東京美術学校国画師範科・東京音楽学校師範科は例外的な存在であるため省略。
 - (14) 教育史編纂会編（1938）『明治以降教育制度発達史』第7巻、龍吟社、357ページ。
 - (15) 「受験と学生」編集部編（1939）『受験と学生—専検・高検・高資・実検・受験案内—』研究社、20ページ。
 - (16) 指定第1号は、1903年5月6日文部省告示第99号による学習院中等学科・元尋常中学科、官立台湾総督府国語学校中学部、尋常師範学校・元師範学校高等師範学科、私立明治学院普通学部、私立青山学院中等科、私立真宗東京中学、私立第一仏教中学立真義真言宗豊山派高等尋常中学林高等科、私立真宗勸学院中学科。
 - (17) 実業学校では1903年4月10日文部省告示第76号で農業月校に盛岡高等農林学校、工業学校に東京高等工業学校・京都高等工芸学校第二部を指定したのが端緒。宗教系私学では04年6月15日文部省告示第139号で私立曹洞宗第三中学校に私立曹洞宗大学林を指定したのが端緒だが、同校は翌05年には教則を改正して一般指定を受ける。大学予科では12年9月28日文部省告示第220号で商業学校に私立専修学校大学部予科（大学部経済科の入学希望者）を指定したのが端緒。
 - (18) 文部省編（1941）『中学校高等女学校実業学校ニ関スル関係法令』。
 - (19) 前掲『明治以降教育制度発達史』第4巻、416ページ。
 - (20) 指定第1号は、1919年4月10日文部省告示第111号による学習院中等学科卒業生、私立明治学院中学部・私立青山学院中学部・私立曹洞宗第一中学林・私立天台宗中学・私立同志社中学・私立真言宗京都中学・私立花園学院・元私立浄土宗第六第七教区連合校・私立関西学院中学部・私立中学東山学院・私立鎮西

学院中学部・私立真宗勸学院中学科・私立曹洞宗第三中学林・私立天台宗比叡山中学・私立東北学院中学部・私立曹洞宗第二中学林・元私立武庫山教中学・私立曹洞宗第四中学林・私立真言宗高野山中学・私立九州学院の第4学年修了者、私立有恒学者本科高等科の第1学年修了者。

- (21) 既存の本科第一部は官費だが、新設の本科第二部は私費だった。
- (22) 近代日本教育制度史料編纂会（1956）『近代日本教育制度史料』第5巻、講談社、568ページ。
- (23) 前掲『明治以降教育制度発達史』第3巻、513ページ。
- (24) 認定第1号は、1887年4月4日文部省告示第1号による私立独逸学教会学校。
- (25) これとは別に官立府県立の師範学校卒業者を対象とした六週間現役（1918年から一年現役、27年から在営5ヶ月の短期現役）を創設した。
- (26) 1893年3月3日法律第4号「徴兵令」によって満28歳まで、1927年4月1日法律第47号「兵役法」によって「年齢二十七年ニ至ル迄」と変更。後述する一年志願兵も同様。
- (27) 認定第1号は、1896年9月17日文部省告示第18号による私立慶應義塾普通部。
- (28) 徴兵令第13条は一年志願兵に関する規定であるが、徴集猶予に関して規定した第21条も同規則を準用している。
- (29) 同規程による認定第1号は、同年5月16日陸軍省告示第12号でなされており、中学校程度では私立明治学院中学部はじめ31校。文部省所管外学校である神宮皇學館普通科、鉄道局教習所普通部、朝鮮教育令に依る高等普通学校・師範学校特科、朝鮮総督府海員養成所本科・鉄道従業員養成所本科含む。
- (30) 遠藤芳信（1994）『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、459ページ。
- (31) 認定第1号は、1899年8月21日文部省告示第104号による新潟県古志郡立長岡中学校。
- (32) 遠藤（1994）、472ページ。
- (33) 一年志願兵・陸軍現役下士の場合は「隊長又ハ所屬長官ノ保証」と「入隊スヘキ隊長ノ承認」が必要であった。また、この改正により、准士官、現役以外の下士、一年志願兵以外の兵卒、陸軍の各学校在校者からは士官候補生を採用しなくなった。なお、同年、陸軍経理学校が中等段階に接続する主計候補生（1924年採用者でいったん廃止となり、36年に経理部士官候補生として復活）を創設したが、採用資格は士官候補生と同様であった。
- (34) 遠藤（1994）、495ページ。
- (35) 和田善一（1955）「文官詮衡制度の変遷（Ⅱ）」人事院事務総局任用局試験第一課・試験第二課『試験研究』No.12、68ページ。
- (36) なお、1907年10月31日皇室令第14号「宮内官任用令」のように独自の任用規程もいくつか存在するが、いずれも文官任用令を踏まえて制定されているので省略する。
- (37) 認定第1号は、1896年6月25日文部省告示第6号による元官立東京大学予備門、元官立師範学校、元官立駒場農学校別科、元官立東京農林学校乙科・速成科・別科・簡易科、元官立東京英語学校、元官立外国語学校、元官立東京職工学校、元官立司法省法学校予科、元官立陸軍幼年学校、元府県立師範学校高等師範学科、元府県立中学校高等中等科、元県立石川県専門学校、元北海道庁立函館商業学校、元府立東京商法講習所、元県立名古屋商業学校、官立農科大学元予科・乙科・元農学科乙科水産科、官立高等学校予科、官立高等商業学校、官立東京工業学校、官立札幌農学校、官立学習院中等学科・元尋常中学科、府県立尋常師範学校、府県立医学校、府立大阪農学校農科・獣医科、県立宮城農学校農科・獣医科、県立石川県農学校、県立山口農学校、県立滋賀県商業学校、市立大阪商業学校本科、市立長崎商業学校本科、市立赤間商業学校、横浜市本町外十三箇町立横浜商業学校。
- (38) 専検指定第1号は1932年9月12日の麻布夜間中学だが、同校は翌33年4月4日陸軍文部省告示第1号で認定を受けている。
- (39) 北海道函館中部高等学校定時制創立六五周年記念実行委員会広報部編（1988）『創立六五周年記念誌楊燈』158ページ。
- (40) 岩松五良（1940）「時代と教育」中央報徳会『斯民』第35編第1号。
- (41) 鉄道青年会本部（1918）『鉄道青年』第10年第9号、6ページ。
- (42) 青木槐三（1952）『国鉄繁盛記』交通協力会、107ページ。また、鉄中育英六十五周年記念事業委員会編（1986）『鉄中育英六十五周年〔1922－1986〕』、156ページ。
- (43) 前掲『鉄中育英六十五周年』19ページ。なお、東京以外の各都市には結局設置されなかった。おそらく経済的な理由だったと思われる。
- (44) 札幌鉄道教習所（1942?、奥付脱落）『札幌鉄道教習所々史』、11ページ。他の教習所にも下付されたかは不明。
- (45) 中川義雄（1942）「昭和十六年度教習所受験回顧と十七年度受験展望」鉄道共政会『鉄道』第3巻第3号、71ページ。ただし1945年2月8日陸軍省告示第4号により業務科のみ徴集延期を撤廃。
- (46) 陸軍省告示第19号により、1925年勅令第246号「文部大臣所轄外ノ学校ニ陸軍現役將校ヲ配属スルノ件」が専門部に適用となった。

- (47) 有隣会本部編集委員会（1958）『有隣』第4号、6ページ。
- (48) 通信同窓会編（1979）『先輩にきく』、518ページ。三宅は郵電校卒業後、高文に合格。
- (49) 関東大震災を発端とする経済混乱で電信利用が激減したため、1924～34年に18支所を廃止。
- (50) 郵政省編（1960）『続通信事業史』1、541ページ。従来の課程も「操縦生」制度として存置し、修業期間を1年に延長した（永妻寿（1994）『陸軍「少年空輸兵」物語』光人社、25ページ）。
- (51) 国立公文所館蔵『昭和十六年 認定指定雑載 第二教育門わ二ノ二十五』。
- (52) 広田照幸（1997）『陸軍将校の教育社会史』世織書房、86ページ。
- (53) 詳細は逸見勝亮（1991）『師範学校制度史研究』北海道大学図書刊行会を参照。
- (54) 例えば、1980年代における登校拒否（不登校）児童・生徒の進級・卒業問題においては「出席日数のみで判断することのないように」、2003年の朝鮮学校卒業者の国立大学受験資格要求問題においては「各大学の判断で」と現場に判断を丸投げし、守るべき理念や方針を示すことはなかった。特に後者の場合、朝鮮学校の卒業者はほとんどの国立大学を受験できるのに対し、フリースクールの卒業生は高等学校卒業程度認定試験に合格しなければならないという新しい矛盾が生じている。